

平成 27 年度 事業計画

はじめに

当センターは、平成 26 年 2 月に策定した「第 2 次中長期計画・後期計画」に基づき、新たな時代に的確に対応し、会員拡大と就業機会の開拓に努めるとともに、財政基盤の強化に取り組んでおります。

本年度は、新たな時代に的確に対応するために多様な働き方の選択肢としてシルバー人材センター一般労働者派遣事業への参入の手続きの準備に入り、新たな就業機会の開拓・拡大に取り組んでまいります。さらに、財政基盤の強化のために、平成 16 年 4 月から据え置かれてきた事務費を改定するとともに、会費も改定を予定するなど組織運営及び事業運営を着実・堅実に進めてまいります。

会員の皆様をはじめ国分寺市など関係機関の一層のご支援をいただきながら当センターは、平成 27 年度事業計画を推進し、当センター事業の質的向上と量的拡大に取り組めます。

I. 基本方針

「自主・自立」「共働・共助」のシルバー人材センターの基本理念に基づき、60 歳以上の高齢者に対し、臨時的かつ短期的または軽易な業務に係る就業の機会を提供し、働くことによる生きがいや健康の維持・増進により活力のある地域社会づくりに寄与します。

1. シルバー人材センターの基本理念の浸透を図ります。
2. 会員ニーズと地域ニーズが結びついた就業機会の確保・提供を推進します。
3. 安全就業を推進するための周知や講習会等を実施し、就業中や就業途中の事故ゼロを目指し、安全就業を確立します。
4. センターの効率的な事業運営を推進し、事業推進体制を整備します。
5. センターの収入確保及び経費削減を図り、財政基盤の強化を図ります。
6. 福祉の担い手として、地域に貢献する生きがい・文化活動・ボランティア活動を推進します。
7. シルバー派遣事業の参入など、新たな就業分野の開拓と事業展開を図るシルバー事業の普及啓発活動を推進します。
8. 公益社団法人として、会員の資質の向上とともに、適正就業等コンプライアンス(法令遵守)の推進を図ります。

II. 事業実施計画の推進

1. 第2次中長期計画・後期計画の推進

第2次中長期計画・後期計画の平成27年度数値目標や計画目標の達成に向けて、適正なセンターの事業・運営を推進します。

平成27年度数値目標			
会 員 数	825人	女 性 比 率	29.7%
契 約 金 額	29,000万円	年 間 就 業 率	75.0%

2. 情報の提供及び発信・収集

センター事業について、「地域ニーズと結びついた就業機会の開拓」と当センター事業の事業拡大に努めるとともに、事業所や関係諸団体及び市民の支援と協力を得るため、以下の情報の提供及び発信・収集の活動を取り組みます。

(1) 会報「いきがい」による情報の提供と発信

- ① 会報「いきがい」を年2回(8月・1月)に発行します。
- ② センターの活動・運営状況などの最新情報の提供・周知に努め、会報としての役割と紙面の充実を図ります。
- ③ 会員をはじめ発注者・関係団体・公共施設・市民等に配布し、センター事業の普及啓発・広報活動に取り組みます。
- ④ さらに、会員への情報発信するため「センター便りの発行」を年2回以上(4・10月・その他)発行します。

(2) 市報による広報と宣伝

市報を活用して、入会説明会の案内や、随時市の協力を得て当センター事業の独自事業や催事開催の情報を掲載し、市民への広報・宣伝活動に取り組みます。

(3) シルバー人材センターのポスターの活用

シルバー人材センターのポスターを公共施設等に掲示を依頼し、シルバー人材センターの事業や活動をPRします。

(4) 宣伝活動用リーフレット・チラシの配布

当センターで作成した宣伝活動用リーフレット・チラシを公共施設等に常置を依頼し、当センター情報の提供と高齢者の入会促進を図ります。

- ① 毎年10月の広報活動強化月間では、国分寺駅南北通路でセンター事業宣伝活動用リーフレットを配布します。
- ② 当センターで作製した会員募集チラシを配布し、市民に周知します。

- ③ 国分寺まつりへ出店し、センター事業宣伝活動用リーフレット等を配布し、センター事業の情報提供・広報活動に取り組みます。さらに女性会員による手作り品の販売活動を通じて、市民との交流を図ります。
- (5) ホームページの充実と情報の発信
当センターのインターネット環境を整え、ホームページを魅力ある内容に充実し、さらにセンターの最新情報の提供及び情報開示に努めます。
さらに、昨年度開設した「会員専用ページ」の内容の充実に取り組むとともに、発注者や市民への情報提供の充実を図ります。
- (6) 会員交流の場の提供
就業以外に、健康生きがい活動を積極的に取り組み、会員同士の仲間づくりを進めます。
 - ① 会員の交流の場としての「談話室」は、本年度は当センター会議室を使用し奇数月の第4水曜日に開設します。
 - ② 会員の交流及び組織活動の活性化を図るため会員等を講師とした講演会や会員の健康管理に関する講習会を開催します。
 - ③ 「自主・自立」「共働・共助」の理念を実践する会員同士の連携を図るため、地域班会議を開催します。
- (7) センター事業の拡大・推進に向けて「シルバーとうきょう」（東京しごと財団発行）と「月刊シルバー」（全国シルバー人材センター事業協会発行）を通じて情報の収集に努めます。

3. 調査及び研究の取り組み

就業機会の開拓及び拡大のために、他市センター及び高齢者の就業に係る調査研究を行い、必要に応じて実態調査を実施します。

- (1) 全国及び近隣市のシルバー人材センターで実施している事業を調査、研究し、当センターの事業拡大・推進に努めます。
- (2) 毎年、会員状況調査を実施するとともに、指定管理者として施設利用者満足度調査を行い、会員の实態を把握しながら、就業率の向上や会員のスキルアップに役立てます。
- (3) センター会員のサービスの充実・改善に努め、今後のセンター運営に役立てるため、お客様の満足度を調査する「ご利用者アンケート」を実施します。
- (4) 請負・委任業務では受注できない業務（発注者の指揮命令下での作業、混在作業）に対応するため、東京しごと財団が派遣元となるシルバー人材センター一般労働者派遣事業への参入する手続きの調査、準備に取り組めます。

4. 入会説明会の充実と会員の拡大

経済的理由によるメリットだけを求めて入会を希望する高齢者が多い中で、法人の趣旨、シルバー人材センター会員の働き方を十分に理解し、賛同した方に入会を促していくことが重要です。入会説明会を充実し、入会者の能力、経験、希望する就業を聞き取る機会を充実させます。

- (1) 入会説明会は、各理事が担当し、福祉センターで年12回、公民館等の市施設で9回の計21回開催し、幅広い就業情報を提供し、会員の拡大に努めます。
- (2) 法人の趣旨、シルバー人材センター会員の働き方を十分に理解し、賛同した方に入会を促していくために、センター事業宣伝活動用リーフレット等と入会説明会日程表を市民・市内公共施設に配架して、広報・宣伝活動を取り組みます。
- (3) 特に、女性会員の加入率をアップさせるため、センター事業宣伝活動用リーフレット等を国分寺まつりやイベント会場等で配布し、入会を促進します。

5. 就業に関する相談の開催

会員及び高齢者の適性や能力に応じた就業に関する相談の機会を積極的に提供し、就業情報の公開や、応募などの公平性を図ります。

- (1) 高年齢者の適性や能力に応じた就業についての相談を常時実施します。
- (2) 毎月第2金曜日の入会説明会終了後に、未就業会員に対する就業相談を開催します。
- (3) 国分寺まつり等の開催時に、高齢者の相談コーナーを特設します。
- (4) 市内駅周辺において、特設就業相談を開設します。
- (5) 当シルバー同好会協議会と協力して、シルバーフェスティバル(Lホール)を開催し、当センター事業PRの活動及び・就業相談を実施します。

6. 就業機会の開拓及び提供

就業情報の公開、応募などの機会の公平性を図ると同時に、能力・意欲・体力など条件を満たす会員に、積極的に就業機会を提供します。当センターの就業は、家庭や事業所、市等の関係機関などから「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事」を受注し、その仕事を会員に提供していますので、現役世代と同じ規模で働かないことを、原則とします。また、まとまった期間や量の仕事をする際には、会員同士が仕事を分け合うワークシェアリングを取り組みます。また、これから参入を予定しているシルバー人

材センター一般労働者派遣事業の実施へ向けて手続き等の準備を進めます。

(1) 就業機会の開拓

会員の就業ニーズと地域ニーズをマッチした就業機会の開拓に取り組みます。

- ① 市等の関係機関及び顧客事業所等を中心に市内事業所訪問を行い、幅広く就業機会の開拓に取り組みます。
- ② センター事業宣伝活動用リーフレット等を市内に配布し、事業開拓を行います。
- ③ 地域に密着した事業の情報収集と独自事業等新規事業(空き家管理や保育園サポート事業など)の開拓を推進します。

(2) 就業機会の提供

公平な就業機会の提供を行うために、就業基準の見直しを検討いたします。また、昨年度実施した就業会員アンケート調査の結果を分析し、ワークシェアリングに取り組みます。

- ① 受託件数 6,000 件(月平均 500 件)延日人員 66,120 人(月平均 5,510 人)、実人員 620 人・就業率 75.0%を超えることを目標とします。
- ② 就業基準の適正な運用を図り、公平な就業機会の提供に努めます。公共の施設管理業務は、就業基準第 7 条第 4 項において就業を満了した会員は 2 年間施設管理の仕事に就けないということになっておりますが、現在一部の施設管理において就業希望会員の確保が困難な状況が継続して生じていることを斟酌して、就業基準第 7 条第 4 項の「特別な事情がある場合」に該当すると判断し、平成 27 年度より今年度就業を満了する会員や就業満了後 2 年経過していない会員も同じ職場以外で応募できるものとしします。

7. 組織の強化

- (1) センターの事業運営にとって重要な案件を審議決定する理事会を活性化させ、総務・安全・事業の各委員会活動の強化を図ります。
- (2) 現在の地域班割りを必要に応じて見直し・整備し、センターと会員との円滑な相互理解と、会員相互の交流を図るため、地域班会議・地域班長会議の在り方を検討します。
- (3) 就業支援講習を積極的に利用して、植木班の後継者と家事援助サービス就業会員を育成します。さらに、植木班、除草班の組織づくりを継続して検討します。また、前年度に引き続き福祉・家事援助サービス班の組織づくりに取り組みます。
- (4) センター運営の財政基盤強化のため、平成 27 年度より民間の事務費

を7%から8%に引き上げます。また、センター経営の安定性と継続性を確保するために、平成28年度から会費の改定(現行1000円から2000円へ)を予定しています。

- (5) センター事務局の職員は、センター事業を適正に運営していくために、コンプライアンス(法令遵守)を意識し、資質の向上に努めます。

8. 会員の資質の向上と研修の充実

当センターでは、これまでも会員の就業ニーズや受注のニーズに応えるため、各種研修会等を積極的に開催し、「共働・共助」の理念の浸透を図り、就業体制及び受注体制の充実・強化に努めてきましたが、一方で就業会員のモラルやマナーに対する苦情も少なからずあります。就業に関する知識、技能を向上させるために、就業希望会員及び就業会員への接遇等の研修参加を積極的に推進します。

- (1) 財団(連合)で実施される役員・会員・職員対象の研修会、技能講習会に積極的に参加します。
- (2) センター主催の研修会を実施します。
- ① 公益法人として、より重い運営責任が課せられている指定管理者業務(駐輪場、Lホール、いきいきセンターなど)では、就業会員の就業態度や接遇など高いサービスが求められているため、接遇研修(財団(連合)と共催を含む)は、年3回開催します。
 - ② 健康管理研修は、年2回開催します。
 - ③ 視察研修・他人材センターと交流研修を、必要に応じて実施します。
 - ④ 本年度も植木剪定などの基礎的技能を身に着けられる植木技能研修会や、家事援助サービスの就業を希望する会員に対する家事援助グループ研修会を開催します。
 - ⑤ 交通安全講習会(自転車走行中の事故防止講習を含む)は、年1回開催します。
 - ⑥ AED(自動体外式除細動器)講習会は、年1回開催します。

9. 安全就業の確保・推進

安全対策基本計画及び安全対策推進計画に基づき、会員の安全への意識を高め、就業中または就業途上での事故発生を未然に防ぎ、平成26年度に引き続き安心して就業できる環境づくりを推進します。

- (1) 安全管理体制及び事故防止
- ① 毎月第3木曜日を「安全の日」と定め、当日を安全巡回指導日として、安全管理委員長、安全管理委員、安全支援員各1名が、安全就業推進員同行のもと各作業現場を巡回し、安全就業チェックリストをもとに安全就業の状況を点検し、指導・助言を行います。

- ② 「安全心得10ヶ条」の周知・徹底を図ります。
 - ③ 安全管理委員,安全支援員により,地域班会議や職域班会議等で,交通安全及び安全就業の徹底に取り組みます。
- (2) 会員の健康管理
- ① 市の健康診査受診(国保加入会員)を積極的に呼びかけます。
 - ② 就業前の準備体操を励行します。
- (3) 安全管理教育及び安全意識の普及啓発
- ① 安全就業強化月間(7月)を設定します。
 - (a) 安全就業強化月間に,定期巡回以外にセンター役員による臨時巡回指導を実施し,安全就業を強化・推進します。
 - (b) 安全就業強化月間に合わせ「安全就業だより」を発行します。
 - (c) 安全に関する情報を掲載した「安全推進だより」を発行します。
 - (d) 安全就業及び健康管理の意識の啓発を図るため,会員より「安全標語」の募集を行います。
 - ② 自転車走行中の事故防止対策として,自転車シミュレーターを使用した交通安全講習会を実施します。
 - ③ AED(体外式除細動器)の使用方法和救急救護を学ぶための講習会を開催します。
 - ④ 緊急時連絡網(コールセンター)の周知を行います。
 - ⑤ 会員の安全意識向上・確保を目的とした講習会を実施します。

10. ボランティア活動・文化活動の実施

就業以外に,ボランティア活動や健康生きがい活動などを積極的に取り組み,会員同士の仲間づくりを活発にしていくことで,自主・自立・共働・共助の理念を実践する会員同士の連携を図ります。

- (1) ボランティア活動の推進方法の検討と啓発活動を推進します。
- (2) ボランティア活動を継続して実施します。
 - ① 市内公共施設等の清掃活動
 - ② 高齢者福祉施設等の慰問
 - ③ 児童下校時安全パトロール
 - ④ 同好会のボランティア活動支援
 - ⑤ 市報配布員による空き家情報の提供
 - ⑥ 地域の安全や福祉活動への貢献